

串間市移住支援金について

【串間市移住支援金とは】

串間市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、宮崎県と共同して行う宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、串間市に移住された方が、移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものです。

【交付金額】

- (1) 2人以上の世帯 1世帯当たり 100万円
- (2) 単身世帯 60万円

【対象者要件；1. 移住に関する要件】

A. 移住元要件；下記①～③の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏(※)のうちの条件不利地域(※)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

※東京圏のうちの条件不利地域

- ① 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ② 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ③ 千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ④ 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

B. 移住先要件；下記①～③の全てに該当すること。

- ① 串間市に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

※令和5年6月23日以降に転入した者については、「移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。」

- ③ 串間市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

C. その他の要件；下記①～③の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他宮崎県又は串間市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

【対象者要件；2. 就職に関する要件】

A. 一般の場合；下記①～⑥の全てに該当すること。

- ① 就業先が、宮崎県が移住支援金の対象としてマッチングサイト(※)に掲載している求人であること。
- ② 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職していること。
※令和5年6月23日以降に転入した者については、「週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。」
- ⑤ 当該事業所に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑥ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※マッチングサイト：ふるさと宮崎人材バンク (<https://www.back-to-miyazaki.jp/>)

B. 専門人材の場合；

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、下記①～④の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

※令和5年6月23日以降に転入した者については、「週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。」

- ② 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ③ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ④ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

C. テレワークに関する要件；下記①、②の全てに該当すること。

- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

D. 起業に関する要件

1年以内に、宮崎県起業支援事業(※)に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

※宮崎県起業支援事業：

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shokoseisaku/shigoto/chushokigyo/20220406194910.html>

【対象者要件；3. 世帯に関する要件】（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

下記①～④の全てに該当すること。

- ① 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ② 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ③ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
※令和5年6月23日以降に転入した者については、「申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。」
- ④ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

【対象者要件；4. その他の要件】

串間市において居住する地区の自治会に加入していること。

【申請方法】

申請を希望される場合は、下記の間合せ先までご相談ください。面接等を行った後、各種要件に該当される場合は申請書類をお渡しいたします。

※移住支援金の申請は、転入（就業）後3ヶ月以上経過後に可能となります。

※申請期間は、転入日から1年以内となります。

※移住支援金は予算額に達し次第終了します。

【支援金の返還】

移住支援金を受給された方が下記のいずれかに該当する場合、移住支援金を返還していただきます。

- ① 全額の返還
 - (ア) 虚偽の申請等をした場合
 - (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に串間市から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に申間市から転出した場合

※ただし、雇用企業の倒産や病気、災害等のやむを得ない事情があると認められる場合には、この限りではありません。